

石川町一般廃棄物処理基本計画

概要版（素案）

基本的事項

1 計画策定の背景

近年、気候変動による温暖化や自然災害の多発といった地球規模の課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経済に大きな影響を受けています。グローバル化した課題に対し、環境・経済・社会の側面から統合的に解決するための取り組みが求められるなかで、国においては平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、福島県においては令和 3 年 3 月に「福島県廃棄物処理計画」を一部改定し、令和 3 年 12 月に「福島県循環型社会形成推進計画」策定して、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理等を推進しています。

こうした背景から、石川町一般廃棄物処理基本計画は、少子高齢化や人口減少などの廃棄物行政を取り巻く社会環境の変化に対応し、町民、事業者、行政の連携のもと、ごみの減量・リサイクルを進めて持続可能な循環型社会を目指すため、長期的・総合的視点から本町の廃棄物政策に係る基本方針を定めるものです。

2 一般廃棄物処理基本計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。一般廃棄物のうち、ごみ処理に関する事項（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する事項（生活排水処理基本計画）で構成しています。

3 計画目標年次・見直し

計画期間は令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間とし、中間年度の令和 8 年度に見直しを行います。

各計画で掲げる目標を達成するため、PDCAサイクルに基づく計画の点検、評価、見直しを行い、評価結果をふまえて概ね 5 年ごと、または、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

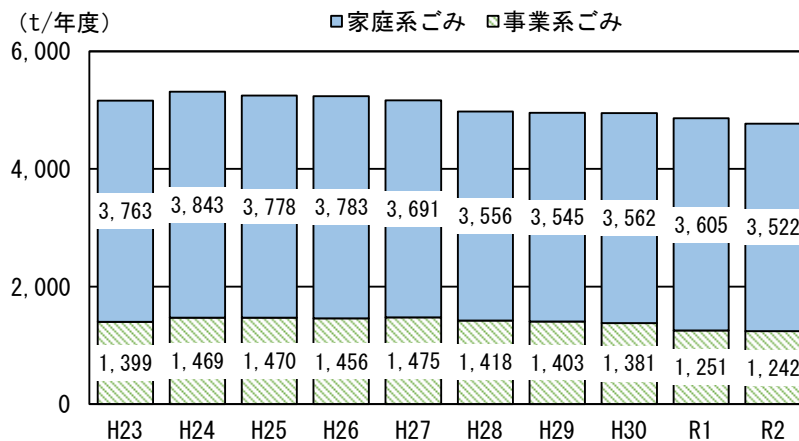
- ・計画期間：10 年間（令和 4 年度～令和 13 年度）
- ・基準年度：令和 2 年度
- ・中間年度：令和 8 年度
- ・目標年度：令和 13 年度

ごみ処理基本計画

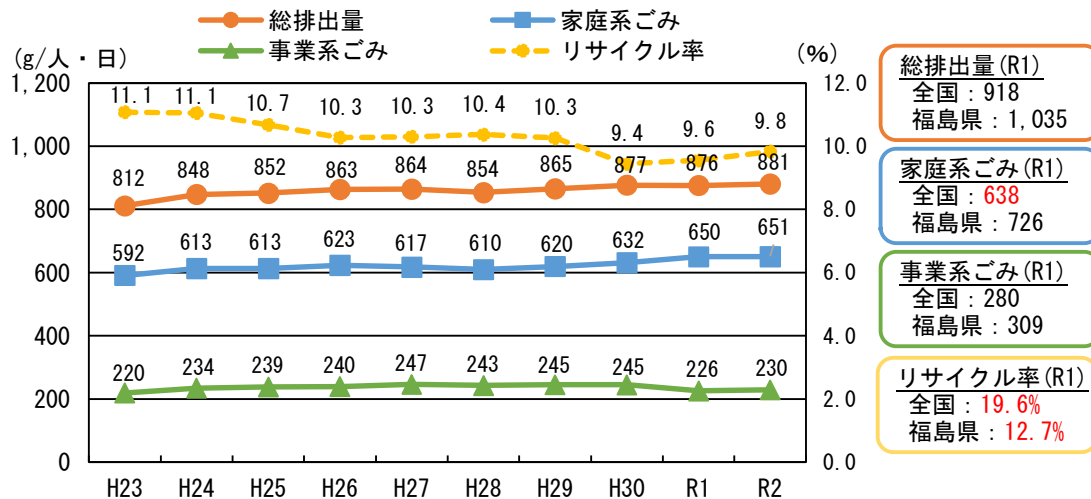
1 ごみ処理の状況と課題

石川町のごみ排出量は、平成 23 年の東日本大震災後にやや増加した後、減少傾向にあります。一方、1 人 1 日あたりのごみ排出量は、やや増加傾向にあり、また、リサイクル率は低い値で推移しています。福島県や全国と比較すると、さらなる減量化・資源化の取り組みが必要です。

ごみ排出量の推移



1 人 1 日あたりごみ排出量とリサイクル率の推移



2 目標設定 (案)

	令和 2 年度	令和 8 年度	令和 13 年度
1 人 1 日当たりのごみ総排出量	881 g/人・日	870 g/人・日以下	860 g/人・日以下
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	651 g/人・日	647 g/人・日以下	640 g/人・日以下
リサイクル率	9.8%	11.6%以上	13%以上

3 目標実現のための取り組み

目標を実現するため、「共に創る資源循環のまち」を基本理念として、町民、事業者、行政などの各主体が互いに連携しあいながら、限りある資源を効率よく利用することで、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

基本理念
・ 共に創る
資源循環のまち

基本方針1 共創による3Rの一層の推進

基本施策

リデュース（発生抑制）の推進

- ①ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の啓発
- ②環境学習機会の提供
- ③可燃ごみ、生ごみ等の発生・排出抑制
- ④食品ロスの削減
- ⑤プラスチックごみの発生・排出抑制
- ⑥マイバッグ等の利用促進
- ⑦紙類ごみの発生・排出抑制
- ⑧事業系ごみの削減
- ⑨ごみ組成分析調査の実施

基本施策

リユース（再使用）の推進

- ①紙類の再利用の推進
- ②マイボトル・マイカップの利用促進
- ③リユース食器の利用促進

基本施策

リサイクル（再生利用・再資源化）の推進

- ①資源化の促進
- ②生ごみリサイクルの推進
- ③紙類リサイクルの推進
- ④リサイクル製品活用の推進

基本方針2 適正処理の推進

基本施策

- ①適正な分別・排出の推進
- ②不適正処理対策
- ③不法投棄対策
- ④一般廃棄物処理業の適正な許可

基本方針3 社会環境変化への対応

基本施策

- ①ごみ排出困難者（高齢者等）への対応
- ②適正なごみステーション配置の検討
- ③災害廃棄物対策
- ④感染症流行時の対策

生活排水基本計画

1 基本方針

生活排水を適正に処理するため、次の3項目を基本方針とします。

- (1) 合併処理浄化槽の設置推進
- (2) 合併処理浄化槽への転換
- (3) 浄化槽の適正管理

2 生活排水処理の目標

生活排水処理率の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

	現在（令和2年度末）	目標（令和13年度末）
生活排水処理率	68.9%	85.6%

生活排水の処理形態別人口の内訳

単位：人

	現在 （令和2年度末）	目標年度 （令和13年度末）
計画処理区域内人口（行政人口）	14,573	13,532
水洗化・生活雑排水処理人口	10,041	11,586
コミュニティ・プラント	0	0
合併処理浄化槽	10,041	11,586
下水道	0	0
農業集落排水処理施設	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	4,104	1,678
非水洗化人口	428	268
計画処理区域外人口	0	0

3 今後の取り組み

生活排水処理に関する住民への広報・啓発活動等を行わないながら、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、生活雑排水の負荷低減対策、浄化槽の適正な維持管理を推進します。

計画の進行管理

本計画で掲げた目標を達成するため、PDCAサイクルに基づき、継続的に計画の実施、点検・評価、見直し・改善を行っていきます。